



島根県報

平成22年3月26日（金）

第2,173号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則 (水 産 課) 2

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出 (") 2

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業廃止の届出 (") 4

補助金等交付規則第3条の規定によりみーもの森づくり事業費交付金の交付の対象等を定める告示 (林 業 課) 4

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 5

保安林の指定 (") 6

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正 (中 小 企 業 課) 6

地籍調査の成果の認証 (用 地 対 策 課) 7

都市計画変更の図書の縦覧 (都 市 計 画 課) 7

都市計画変更の図書の縦覧 (下 水 道 推 進 課) 7

建築基準法の規定による道路の位置の指定 (建 築 住 宅 課) 8

建築基準法の規定による道路の位置の指定の廃止 (") 8

【公 告】

湖沼水質保全特別措置法の規定による湖沼水質保全計画の策定（2件） (環 境 政 策 課) 9

収去飼料の試験結果の概要 (農 畜 産 振 興 課) 9

平成22年度島根県狩猟免許試験の実施 (森 林 整 備 課) 9

狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催 (") 12

基本測量の実施 (用 地 対 策 課) 13

【公安規則】

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 13

【警本告示】

島根県警察情報公開センター等設置運営要綱の一部改正 (警 察 本 部) 14

【雑 報】

公営住宅法の規定による出雲市営住宅又は共同施設の管理の実施 (建 築 住 宅 課) 14

【正 誤】

平成19年3月13日付け島根県報号外第16号中 (総 務 課) 15

平成22年3月16日付け島根県報号外第133号中 (道 路 維 持 課) 15

公布された条例等のあらまし

◇島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（規則第15号）

1 規則の概要

漁業活性化資金、長期漁船建造資金及び新規漁業着業支援運転資金について、融資利率を改めることとした。（別表関係）

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第15号

島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）の一部を次のように改正する。

別表漁業活性化資金の項中「1.9パーセント」を「1.6パーセント」に改め、同表新規漁業着業支援運転資金の項中「2.2パーセント」を「2.35パーセント」に改め、同表長期漁船建造資金の項中「2.4パーセント」を「2.1パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の認定又は決定に係る融資について適用し、同日前の認定又は決定に係る融資については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第209号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成22年3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 ホットケアセンター	居宅介護支援	介護プランほっと 西事業所	浜田市三隅町向野田3049	平成22年4月1日
社会福祉法人 敬愛福祉会	居宅介護支援	やすらぎの里別府居宅介護支援事業所	邑智郡美郷町別府8-5	平成22年4月1日

島根県告示第210号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条及び第115条の5の規定により、次の指定居宅サービス事業者及び指定介護

予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

平成22年3月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	廃止した事業	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 ことぶき福祉会	通所介護	乙立里家センター通所介護事業所	出雲市乙立町3162番地	平成21年7月31日
社会福祉法人 ことぶき福祉会	介護予防通所介護	乙立里家センター通所介護事業所	出雲市乙立町3162番地	平成21年7月31日
有限会社 前田建設	通所介護	介護支援センター和み館	安来市飯島町189番地1	平成21年7月31日
有限会社 前田建設	介護予防通所介護	介護支援センター和み館	安来市飯島町189番地1	平成21年7月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	通所介護	社会福祉法人出雲市社会福祉協議会平田支所通所介護事業所	出雲市平田町2112番地1	平成21年9月30日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	介護予防通所介護	社会福祉法人出雲市社会福祉協議会平田支所通所介護事業所	出雲市平田町2112番地1	平成21年9月30日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	訪問介護	社会福祉法人出雲市社会福祉協議会平田支所訪問介護事業所	出雲市平田町2112番地1	平成21年9月30日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	介護予防訪問介護	社会福祉法人出雲市社会福祉協議会平田支所訪問介護事業所	出雲市平田町2112番地1	平成21年9月30日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	訪問入浴介護	社会福祉法人出雲市社会福祉協議会平田支所訪問入浴介護事業所	出雲市平田町2112番地1	平成21年9月30日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	介護予防訪問入浴介護	社会福祉法人出雲市社会福祉協議会平田支所訪問入浴介護事業所	出雲市平田町2112番地1	平成21年9月30日
特定非営利活動法人 なごみ会	介護予防訪問介護	出雲なごみ会	出雲市高松町1589番地10	平成21年11月15日
特定非営利活動法人 なごみ会	訪問介護	なごみの里	隠岐郡知夫村薄毛323番地	平成21年12月10日
特定非営利活動法人 なごみ会	介護予防訪問介護	なごみの里	隠岐郡知夫村薄毛323番地	平成21年12月10日
出雲医療生活協同組合	通所介護	出雲市民リハビリテーション病院通所介護コスモス	出雲市知井宮町238番地	平成21年12月31日
出雲医療生活協同組合	介護予防通所介護	出雲市民リハビリテーション病院通所介護コスモス	出雲市知井宮町238番地	平成21年12月31日
社会福祉法人 やまゆり	通所介護	通所 朝原	出雲市佐田町朝原567番地2	平成22年1月31日
社会福祉法人 やまゆり	介護予防通所介護	通所 朝原	出雲市佐田町朝原567番地	平成22年1月31日

ゆり			2	
社会福祉法人 恵寿会	訪問介護	斐川サンホーム指定訪問介護事業所	簸川郡斐川町学頭1360番地1	平成22年3月31日
社会福祉法人 恵寿会	介護予防訪問介護	斐川サンホーム指定訪問介護事業所	簸川郡斐川町学頭1360番地1	平成22年3月31日

島根県告示第211号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

平成22年3月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人 恒仁会	指定居宅介護支援事業所 山脇整形外科医院	江津市和木町609番地16	平成21年7月31日
有限会社 介護の相談森山	有限会社 介護の相談森山	出雲市古志町906番地	平成21年8月31日
株式会社 アゼーリ	居宅介護支援事業所 もやいの家・松平	江津市松川町市村132番地1	平成21年9月30日
医療法人社団 水澄み会	とびの郷ゆうなぎ居宅介護支援事業所	浜田市治和町214番地1	平成21年9月30日

島根県告示第212号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、みーもの森づくり事業費交付金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により森づくり・資源活用実践事業費交付金の交付の対象等を定める告示（平成19年島根県告示第187号）は、廃止する。

平成22年3月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 補助金等の名称

みーもの森づくり事業費交付金

2 交付の目的

森林を保全する取組及び森林資源の活用に関する取組を促進し、もって荒廃した森林を再生し、水を育む緑豊かな森を次の世代に引き継ぐことを目的とする。

3 交付の対象となる事務又は事業の内容

4 補助金等の額又はその交付率

事業の型	事業の区分	事業内容	交付の率	交付対象者
実行型（申請者自らが企画、立案及び実行する事業をい	森を保全する取組	森づくり（森林内（国有林を除く。）での植林、下草刈り、枝落とし等緑豊かな森を再生・維持するための取組をいう。以下同じ。）や森づくり講座（森づくりを習得する機会を創出する取組をいう。）	2分の1以内。ただし、事業実施後に個人の所有とならない資材、活動場所での事前準備に必要な地拵えの作業委託等に係る経費については10分の10以内	市町村、森林組合、林業事業者、特定非営利活動法人、企業その

う。)	森を利用する取組	木材利用（公共の施設、商店街等不特定多数の県民が利用する場所において県産の木材、木材製品等を利用する取組をいう。）、木質バイオマス利用（公共の施設、商店街等において木質バイオマスを利用する取組をいう。）、木の利用講座（木材、木材製品、木質バイオマス等の利用方法を習得する機会を創出する取組をいう。）及び森林・都市交流活動（森林にふれあう機会、森林作業を体験する機会等を創出する取組をいう。)	2分の1以内。ただし、県産の木材及び木質バイオマスを資材として使用する場合の資材に係る経費については10分の10以内とし、木の利用講座で使用する木材製品等に係る経費については10分の8以内とする。	他の団体
委託型（申請者自らが	森を保全する取組	身近な里山や観光地周辺の松枯れ跡地の処理等の森林の景観対策事業	10分の10以内	市町村又は自治会
企画及び立案し、他者に作業を委託する事業をいう。)	森を利用する取組	公共の施設、商店街等不特定多数の県民が利用する場所における県産の木材、木材製品等の設置	10分の10以内	市町村、自治会又は不特定多数の県民が利用する場所の管理者

5 交付の限度額

実行型の事業にあつては1団体につき3,000,000円とし、委託型の事業にあつては森を保全する取組又は森を利用する取組ごとに1団体につき1,000,000円とする。

6 その他

知事に提出する申請等の書類は、実施場所を所轄する支庁、各農林振興センター又は各農林振興センター各地域事務所を経由すること。

島根県告示第213号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市吉田町吉田字菅谷4206-14

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第214号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡海士町大字宇賀155（次の図に示す部分に限る。）、212、212-2、213、245（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び海士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第215号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3条第5号中「」が」の次に「概ね」を加える。

第6条第7号イ中「や融通手形操作」を「、融通手形操作等」に改め、同号ウ中「代表者」を「代表者等」に改める。

第10条第2項中「前条第3項の認定通知」を「前条第2項の規定による認定の通知」に、「手続き」を「手続」に改める。

第12条中「又は」を「、又は」に改める。

別表一般融資の部一般設備資金の項中「島根県商工会連合会（以下「商工会連合会」という。）」を

「島根県商工会連合会（以下「商工会連合会」という。）

に改め、同部一般運転資金の項中「商工会連合会」

財団法人しまね産業振興財団（以下「産業振興財団」という。）」

「商工会

「商工会連合会
を
産業振興財団」

に改め、同部小規模企業育成資金の項中「商工会」を

中央会

商工会連合会

産業振興財団」

に改め、同表特別融資の部創

業者支援資金の項から同表緊急融資の部災害復旧資金の項までの規定中「商工会連合会」を「商工会連合会 産業振興財団」に改め、同

表の注の1中「平成22年 3月31日」を「平成23年 3月31日」に改める。

附 則

この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

島根県告示第216号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
吉賀町	平成18年度～21年度	26枚	2冊	白谷 1・下須 1	平成22年 3 月 17 日
浜田市	平成18年度～21年度	137枚	2冊	和田 I・和田 II	平成22年 3 月 17 日
吉賀町	平成18年度～21年度	52枚	2冊	福川 2・椋谷 1	平成22年 3 月 17 日
浜田市	平成20年度～21年度	9枚	1冊	古市場 1－1	平成22年 3 月 17 日
飯南町	平成17年度～21年度	21枚	1冊	小田 1・小田 2	平成22年 3 月 17 日
江津市	平成20年度～21年度	50枚	1冊	南川上 5 区	平成22年 3 月 17 日

島根県告示第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
松江市学園南一丁目地内
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県告示第218号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
出雲都市計画及び宍道都市計画下水道
- 2 都市計画を変更する土地の区域

出雲市東園町及び大島町地内

3 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

島根県告示第219号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成22年 3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 道路の位置

簸川郡斐川町大字直江町4063番2、4063番4、4063番6、4063番7、4064番2、4064番5、4064番6

2 道路の幅員

道路番号1 8.00メートル

道路番号2 4.00メートル

3 道路の延長

道路番号1 34.78メートル

道路番号2 14.85メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、道路側溝、地先境界ブロック、コンクリート杭、金属標及び金属鋲により標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成22年 3月15日 第3号

備考

別紙図面は、出雲県土整備事務所及び斐川町役場に備えて一般の縦覧に供する。

島根県告示第220号

道路の位置の指定（昭和51年島根県告示第81号）中昭和51年1月31日付け第37号に係る道路の位置の指定を次のとおり廃止したので告示する。

平成22年 3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 道路の位置

簸川郡斐川町大字直江町4063番2、4063番4、4063番6、4063番7、4064番2

2 道路の幅員

4.00メートル

3 道路の延長

34.50メートル

4 廃止の年月日及び番号

平成22年 3月15日 第2号

備考

関係図面は、出雲県土整備事務所及び斐川町役場に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項の規定により宍道湖に係る湖沼水質保全計画を定めたので、同条第7項の規定により公表する。

なお、この計画は、登載を省略し、島根県環境生活部環境政策課、松江保健所、雲南保健所及び出雲保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項及び第2項の規定により中海に係る湖沼水質保全計画を定めたので、同条第7項の規定により公表する。

なお、この計画は、登載を省略し、島根県環境生活部環境政策課、松江保健所、雲南保健所及び出雲保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により平成21年度に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成22年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

栄養成分に関する検査

(単位：パーセント)

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要							備考
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	その他の検査 (水分：%)	
島根県益田市農事組合法人松永牧場食品残渣飼料工場	同左	卯の花サイレージ	平成21年10月	5.1	2.5	9.0	2.5	0.63	0.18	65.6	
島根県飯石郡飯南町AST飼料合理化センター	同左	A S T 11号	平成22年2月	15.1	3.6	5.2	6.5	1.36	0.81	13.2	

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第51条第1項の規定により、平成22年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

平成22年 3 月 26 日

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護管理	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護管理及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
網猟免許	1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
6月20日(日)	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	県内全域
6月30日(水)	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
7月4日(日)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本279 川本合同庁舎	県内全域
7月7日(水)	午前9時30分～	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	県内全域
7月11日(日)	午前9時～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	県内全域
7月14日(水)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域
7月25日(日)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手をはり付け、あて名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	2,900円
	(2) (1)以外の免許	3,900円
2 1以外の者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	3,900円
	(2) (1)以外の免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室
(電話0852-22-5160)

6 その他

(1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。

(2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフにすること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第59条において準用する施行規則第51条第2項の規定により公告する。

平成22年3月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

2 講習科目及び時間

科 目	時 間
鳥獣保護及び狩猟等関係法令に関する事項	3時間以上
鳥獣の保護管理に関する事項	
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

3 適正検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
6月15日（火）	午前9時	鹿足郡津和野町日原22-1 日原山村開発センター	津和野町、吉賀町
6月18日（金）	午前9時	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市
6月30日（水）	午後1時30分	雲南市木次町里方531-1 雲南集合庁舎	雲南市
6月30日（水）	午後1時30分	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	旧浜田市、江津市
7月1日（木）	午後1時30分	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	奥出雲町、飯南町
7月7日（水）	午後1時30分	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市（旧浜田市以外）
7月8日（木）	午前9時	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、東出雲町、安来市
7月8日（水）	午前9時	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市、斐川町
7月13日（火）	午前9時	邑智郡川本町川本279 川本合同庁舎	川本町、邑南町
7月14日（水）	午前9時	邑智郡川本町川本279 川本合同庁舎	美郷町
7月15日（木）	午前9時	松江市東津田町1741-1	松江市、東出雲町、安来市

		松江合同庁舎	
7月15日(木)	午前9時	大田市大田町大田口1111 大田市役所	大田市
7月28日(水)	午前9時30分	隠岐郡隠岐の島町西町塩口24 隠岐合同庁舎	隠岐郡
9月2日(木)	午前9時	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	全県

5 狩猟免許更新申請方法等

(1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,800円（当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。）

(3) 狩猟免許更新申請書提出期限

隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書し、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手をはり付け、あて名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

(5) 申請書の提出先

住所地为管轄する隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに申請すること。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類及び作業地域

基本測量（地理識別子整備業務）

2 作業期間

平成22年3月26日から平成22年10月29日まで

3 作業地域

出雲市、益田市

公 安 委 員 会 規 則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月26日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

島根県公安委員会規則第5号

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則（昭和36年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
本則第2項の表を次のように改める。

本部署別	警 察 署						警察官 以外の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	計		
警察本部	47	76	136	80	110	449	215	664
警 察 署	21	67	243	329	365	1,025	108	1,133
計	68	143	379	409	475	1,474	323	1,797

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

島 根 県 警 察 本 部 告 示

島根県警察本部告示第23号

島根県警察情報公開センター等設置運営要綱（平成13年島根県警察本部告示第88号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3月26日

島根県警察本部長 警視長 大 橋 亘

第3条第1項中「警務部広報相談課長（以下「広報相談課長」という。）」を「警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）」に改める。

第9条から第12条までの規定中「広報相談課長」を「広報県民課長」に改める。

附 則

この告示は、平成22年3月29日から施行する。

雑 報

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、出雲市に代わって市営住宅又は共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成22年 3月26日

島根県住宅供給公社理事長 法 正 良 一

- 1 出雲市に代わって市営住宅又は共同施設の管理を代行する地方住宅供給公社の名称
島根県住宅供給公社
- 2 出雲市に代わって住宅の管理を代行する市営住宅
市営日吉住宅外36住宅（災害特別住宅を除く。）
- 3 出雲市に代わって行う市営住宅の管理の内容
 - (1) 出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年出雲市条例第237号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容

第4条第1項及び第2項	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条	入居の手續に関する事務
第12条	市営住宅の同居承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条	市営住宅等の修繕費用の負担に関する事務
第25条	市営住宅不在届に関する事務
第32条第1項、第2項、第4項	高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅の斡旋に関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第41条第1項	市営住宅の退去手續に関する事務
第42条第1項、第5項及び第6項	市営住宅の明渡し請求に関する事務
第63条第3項	市営住宅管理人に関する事務

(2) 出雲市営住宅の家賃の収納に関する事務

(3) 出雲市営住宅の家賃の納付指導に関する事務

(4) 市営住宅駐車場の管理に関する事務

4 出雲市に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの期間

正

誤

平成19年3月13日付け島根県報号外第16号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
1	目次中	森づくり・資源活用実践事業費交付金交付要綱の一部改正	補助金等交付規則第3条の規定により森づくり・資源活用実践事業費交付金の交付の対象等を定める告示

平成22年3月16日付け島根県報号外第133号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第189号の表中	道路改良工事 仮設橋撤去	道路改良工事 仮設道撤去